

事 務 連 絡

平成 25 年 6 月 6 日

各都道府県障害保健福祉関係主管課(室) 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課

障害程度区分に係る厚生労働省令の官報正誤の発出について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本日、平成 18 年 3 月に公布した厚生労働省令「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に係る官報正誤が発出されました。(別添参照)

当該省令における正誤の対応部分は、以下のとおりです。

障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令

(平成 18 年 3 月 17 日 厚生労働省令第 40 号)

(別表第二 3 移動)

身の回り : 42.0 以下

→ 移 乗 : 見守り等・一部介助・全介助

→ 座位保持 : できる・自分で支えれば可・支えが必要

→ 移 動 : 一部介助・全介助

→ 飲 水 : できる・見守り等・一部介助

→ 火の不始末 : ない・ときどきある

→ 麻痺の種類 : ない・いずれか一肢のみ・両下肢のみ

→ 落ち着きなし : ない・ときどきある

→ 移 乗 : 一部介助・全介助

→ 移 乗 : 一部介助

→ 特別介助 : 52.0 以上

⇒ (誤) 23.6 分、(正) 23.8 分

平成 18 年に当省が配布した障害程度区分判定ソフトは、正しい審査判定基準である「23.8 分」に基づきコンピュータ判定ができる内容となっており、事実上の影響はありませんが、市町村審査会委員マニュアルでは誤った審査判定基準である「23.6 分」が記載されているなど、一部関係者に誤解を生じさせたことにつき、お詫び申し上げます。

各都道府県障害保健福祉関係主管課（室）におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

[本件連絡先]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課障害程度区分係 増田、友永

電話番号：03-5253-1111(内線 3026)

定款変更につき通知公告
 当社は、平成二十五年六月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
 平成二十五年六月六日
 長野県松本市鎌田二丁目八番一〇号
 信州名鉄流通株式会社
 代表取締役 寺島 功

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
 平成二十五年六月六日
 名古屋市南区弥次工町三丁目六一番地
 株式会社久野製作所
 代表取締役 久野 治夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年六月二十七日開催予定の株主総会の決議を停止条件として、同日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
 平成二十五年六月六日
 岡山市北区田中六三〇番二
 マイクロクラブ株式会社
 代表取締役 秀平 頼夫

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年七月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年六月六日
 名古屋市南区弥次工町三丁目六一番地
 株式会社久野製作所
 代表取締役 久野 治夫

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社中山製鋼所（住所大阪府大正区船町一丁目一番六号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年七月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年六月六日
 大阪市浪速区久保吉一丁目三番一四号
 三泉シャワー株式会社
 代表取締役 今井 武

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社中山製鋼所（住所大阪府大正区船町一丁目一番六号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年七月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年六月六日
 大阪府西區南堀江一丁目二番一九号
 中山通商株式会社
 代表取締役 徳山 寛

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社中山製鋼所（住所大阪府大正区船町一丁目一番六号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年七月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年六月六日
 大阪府西區川口三丁目一番二〇号
 三星商事株式会社
 代表取締役 前川 宗里

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社中山製鋼所（住所大阪府大正区船町一丁目一番六号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年七月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年六月六日
 大阪府西區新町四丁目一九番九号
 三星海運株式会社
 代表取締役 針原 保典

外国会社の子会社の日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である大森進が退任することに對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年六月六日
 東京都千代田区大手町一丁目五番一五号
 町ファーストスクエア
 UBSセキユリティーズ・ジャパン・リミテッド
 日本における代表者 大森 進

外国会社の子会社の日本における代表者の退任公告
 当社の全ての日本における代表者である武藤真一が退任することに對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年六月六日
 東京都大田区田園調布三丁目一三番四号
 1889 Capital Advisors
 rs 合同会社
 日本における代表者 武藤 真一

外国会社の子会社の日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるベーカー・ブルース・マークが退任することに對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年六月六日
 東京都新宿区西新宿一丁目二五番一五号
 センタービル三階
 シェフィールド・ハワース・アジアリミテッド
 日本における代表者
 ベーカー・ブルース・マーク

外国会社の子会社の日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるポール・ジョセフ・マーティンが退任することに對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年六月六日
 東京都千代田区内幸町一丁目一番一五号
 ホテルタワー一六階A-1
 ASTON CARTER INTER
 NATIONAL LIMITED
 日本における代表者
 ポール・ジョセフ・マーティン

限定承認公告

本籍山形県米沢市太田町一丁目五〇四番地、最後の住所山形県米沢市吾妻町三番二一〇号
 被相続人 亡 伊藤 一

右被相続人は平成二十五年三月四日死亡（推定）し、その相続人は平成二十五年五月二十二日山形家庭裁判所米沢支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日
 山形県米沢市中央四一〇一〇 イマムラビル三階 米沢ひまわり基金法律事務所
 相続人伊藤ハナエ
 代理人伊藤ハナエ 八木澤 陽

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を九億円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十五年二月二十八日付官報外第三十九号一三三頁に掲載されています。
 平成二十五年六月六日
 東京都港区西新橋一丁目二番九号EPPコンサルティングサービス内
 Kazo 特定目的会社
 取締役 中村 博康

正 誤

平成十八年三月十七日（号外第五十八号）公布厚生労働省令第四十号（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令）（原稿誤り）

一八ページ表中
 B 特別介護
 51.9 52.0
 以下 以上
 とあるのは

B 特別介護
 51.9 52.0
 以下 以上
 の誤り。

発行所 東京一〇五八四四五
 東京都港区虎ノ門二丁目
 二番四号
 独立行政法人国立印刷局
 電話 03 (3587) 4294
 価 一ヵ月、五九六円本体、一五〇円
 定 本号 二部 二六六円本体、二〇〇円
 送 送 料 別

明治二十五年三月三十一日
 第三種郵便物認可
 ●号外 六月六日付第一一七号九六
 ●官報郵送料のお知らせ 五月分（月極二部当り）の郵送料二、〇一二円

ページ●同日付政府調達第一〇四号七二ページ
 月極二部当り）の郵送料二、〇一二円